

個人住民税について

住民税とは

住民税とは、市区町村民税と都道府県民税の2つからなる税金のことです。住民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する**均等割**と、その人の所得金額に応じて負担する**所得割**の2つから構成され、その年の1月1日現在において住所を有する市区町村で前年の所得に基づいて課税されることになっています。また、納税者の便宜を図るため都道府県民税と併せて申告と納税をしていただくことになっています。

町県民税がかからない人

均等割も所得割もかからない人

次のいずれかに該当する人

1. 生活保護の規定によって生活扶助を受けている人
2. 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が **125万円**以下の人
3. 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

扶養親族がいない人・・・**28万円**

扶養親族がいる人・・・**28万円** × (本人 + 扶養親族数) + **16万8千円**

所得割のかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

扶養親族がいない人・・・**35万円**

扶養親族がいる人・・・**35万円** × (本人 + 扶養親族数) + **32万円**

所得割の税率

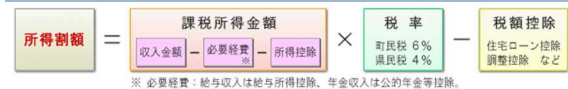
税率 10% (町: 県 = 6% : 4%)

均等割の税額

町 3,500円

県 1,500円

住民税の税額の計算方法



※ 必要経費：給与収入は給与所得控除、年金収入は公的年金等控除。

課税標準額を計算する上で必要なもの

給与所得控除

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

公的年金等控除

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1600.htm>

所得控除の種類と控除額

雑損控除

災害や盗難、横領などにより資産に損失を受けた方。

控除額

次のアとイのいずれか多い額

ア・・・(損害額 - 保険等で補てんされた額) - (総所得金額等 × 1/10)

イ・・・災害関連支出の金額 - 5万円

医療費控除 / セルフメディケーション税制

本人及び本人と生計を共にする親族のために医療費もしくは一定のスイッチ OTC 医薬品を支払った方

控除額

【通常】

(支払った医療費の総額 - 保険等で補てんされた額) - (総所得金額等の 5% または 10 万円のいずれか低い額)

※ 控除限度額は 200 万円

【セルフメディケーション税制】

(支払った一定のスイッチ OTC 医薬品の総額 - 保険等で補てんされた額) - 12,000円

※ 控除限度額は 8 万 8 千円

社会保険料控除

本人及び本人と生計を共にする親族のために社会保険料、国民健康保険、国民年金などを支払った方。

控除額

支払った金額(健康保険、介護保険、厚生年金、国民年金など)

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金を支払った方、または心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った方。

控除額

支払った金額

生命保険料控除

一般の生命保険料や個人年金保険料を支払った方。

控除額

支払った金額

1. 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した生命保険契約等《新契約》

平成 25 年度から、平成 24 年 1 月 1 日以降締結分の生命保険契約等については、「介護医療保険料控除」が新たに設けられ、適用限度額は一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除それぞれ **28,000 円**となり、3 つすべての合計適用限度額は **70,000 円**になります。

支払保険料の金額	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払保険料の全額
12,000 円超え 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超え 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超え	28,000 円

2. 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約等《旧契約》

旧契約分については、従前の適用限度額(保険料ごとに 35,000 円)がそのまま適用されます。

支払保険料の金額	生命保険料控除額
15,000 円以下	支払保険料の全額
15,000 円超え 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円
40,000 円超え 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円
70,000 円超え	35,000 円

3. 新・旧双方の保険契約等がある場合

新・旧双方を契約している場合の新(旧)一般生命保険料または新(旧)個人年金保険料は、一般生命保険料または個人年金保険料の別に、以下のいずれかを選択して控除額を計算します。

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	上記 1. の新契約に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	上記 2. の旧契約に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	上記 1. の新契約に基づき算定した控除額と上記 2. の旧契約に基づき算定した控除額の合計額(最高 35,000 円)

地震保険料控除

地震保険料や旧長期損害保険料を支払った方。

控除額

保険の種類	控除額
地震保険	支払った保険料の金額×1/2(限度額 25,000 円)
旧長期損害保険	5,000 円以下・・・ 全額 5,001 円～15,000 円・・・ 支払った保険料×1/2+2,500 円 15,001 円～・・・ 10,000 円
地震保険と旧長期損害保険の両方	上記で求めた金額の合計(限度額 25,000 円)

障害者控除

本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合。

控除額

障害者 1 人につき 26 万円(特別障害者は 30 万円)

平成 24 年度からの年少扶養控除廃止に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者の場合は、特別障害者に対する控除額(30 万円)に 23 万円が加算され、53 万円になりました。

寡婦・寡夫控除

配偶者と死別または離婚後、再婚していない方で、一定の条件に該当する寡婦(寡夫)の場合。

控除額

26 万円

特定の寡婦(合計所得金額が 500 万円以下で、かつ、扶養親族である子がいる場合)は 30 万円

勤労学生控除

本人が勤労学生で、合計所得金額が 65 万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得金額が 10 万円以下の方。

控除額

26 万円

配偶者控除

扶養する配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(給与所得者の場合は収入金額が 103 万円以下)の方。

控除額

一般の配偶者・・・ 33 万円

70 歳以上の配偶者・・・ 38 万円

配偶者特別控除

配偶者に 38 万円を超える所得があるため、配偶者控除の適用が受けられない場合でも、次の条件をすべて満たしていれば、配偶者の所得金額に応じて一定額の控除が受けられます。

- 控除を受ける納税者の合計所得金額が 1,000 万円以下(給与収入で約 1,231 万円)であること
- 納税者と生計を共にする配偶者の合計所得金額が 38 万円を超え、76 万円未満であること
- 配偶者が青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族でないこと

控除額

配偶者の		配偶者特別控除額
給与収入額	合計所得金額	
～1,030,000 円	～380,000 円	配偶者控除に該当
1,030,001 円～1,099,999 円	380,001 円～449,999 円	330,000 円

1,100,000 円～ 1,149,999 円	450,000 円～ 499,999 円	310,000 円
1,150,000 円～ 1,199,999 円	500,000 円～ 549,999 円	260,000 円
1,200,000 円～ 1,249,999 円	550,000 円～ 599,999 円	210,000 円
1,250,000 円～ 1,299,999 円	600,000 円～ 649,999 円	160,000 円
1,300,000 円～ 1,349,999 円	650,000 円～ 699,999 円	110,000 円
1,350,000 円～ 1,399,999 円	700,000 円～ 749,999 円	60,000 円
1,400,000 円～ 1,409,999 円	750,000 円～ 759,999 円	30,000 円
1,410,000 円～	760,000 円～	0 円

扶養控除

扶養する親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合。

控除額

一般の扶養親族 1 人につき・・・ 33 万円

平成 24 年度から 15 歳までの年少扶養親族の控除が廃止になりました。

特定扶養親族 1 人につき・・・ 45 万円

平成 24 年度から特定扶養親族(16 歳以上 23 歳未満)のうち、16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12 万円)が廃止され、一般扶養として 33 万円が控除されます。よって、特定扶養親族に該当するのは 19 歳以上 23 歳未満のみとなりました。

70 歳以上の老人扶養親族 1 人につき・・・ 38 万円

同居老親等(納税者またはその配偶者の父母などで同居を常況としている老人扶養親族)の場合は、1 人につき 12 万円上乗せされ、45 万円になります。

基礎控除

すべての納税者が控除できます。

控除額

33 万円

主な税額控除

調整控除

課税所得金額が 200 万円以下の場合

1. 人的控除の差額一覧より、該当する人的控除の差額を合計します。
2. 上記1で算出した金額と、課税所得金額のいずれか小さい金額の 5%を所得割額から控除します。(100 円未満切り捨て)

課税所得金額が 200 万円を超える場合

1. 人的控除の差額一覧より、該当する人的控除の差額を合計します。
2. 課税標準額から 200 万円を差し引きます。
3. 上記1から2を差し引き(この金額が 5 万円未満の場合は 5 万円として計算。)、算出された金額の 5%を所得割額から控除します。(100 円未満切り捨て)

人的控除の差額一覧

人的控除の種別		所得税	住民税	差額 (所得税－住民税)
障害者控除	普通	27 万円	26 万円	1 万円
	特別	40 万円	30 万円	10 万円

	同居特別	75万円	53万円	12万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
	特定	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が38万円超え40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額が40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

税金計算例

例：田子町に在住の年収300万円独身の場合

支払社会保険料：417,240円

支払医療費：120,000円

給与収入3,000,000円 - 給与所得控除

1,080,000円 = 給与所得 **1,920,000円**

所得金額 = **1,920,000円**

社会保険料控除 = 417,240円

支払医療費120,000円 - (所得金額

1,920,000 × 5%) = 医療費控除 **24,000円**

所得控除：社会保険料控除417,240円 + 医療

費控除24,000円 + 基礎控除330,000円 =

771,240円

課税標準：所得金額1,920,000円 - 所得控除

= **1,148,000円** (1,000円未満切り捨て)

県民税所得割(調整控除前)：課税標準

1,148,000円 × 4.000% = **45,920円**

市民税所得割(調整控除前)：課税所得(住民税)

1,148,000円 × 6.000% = **68,880円**

県民税所得割：45,920円 - 調整控除1,000

円 = **44,920円**

市民税所得割：68,880円 - 調整控除1,500

円 = **67,380円**

県民税：均等割1,500円 + 所得割44,920円

= **46,400円** (100円未満切り捨て)

町民税：均等割3,500円 + 所得割67,380円

= **70,800円** (100円未満切り捨て)